

公益社団法人日本プロボウリング協会

2022年度 事業計画

2022年1月1日から2022年12月31日まで

本協会は、定款に定める通り我が国におけるプロボウリングを統括し代表する団体として下記に掲げる公益目的事業に真摯に取り組み、ボウリングの普及・振興を図り不特定かつ多数の者の心身の健全な発達に寄与し又は、豊かな人間性を涵養することを具現化すべく活動します。

併せて、公益社団法人としての社会的使命を十分に自覚し協会運営を実行して参ります。

公益目的事業【Ⅰ】

プロボウラー及び指導員の認定育成事業

- (1)プロボウラーの資格認定及び登録事業
- (2)プロボウラーの指導者及び指導員の資格・認定登録
- (3)講座、セミナー、育成事業
- (4)ボウリングを通じての医・科学の調査研究事業
- (5)ボウリング関係団体等が主催する競技会又は講習会の指導・援助
- (6)ボウリングに関する刊行物の発行
- (7)ボウリング技術及びマナーに関する調査研究、指導及び奨励事業
- (8)その他本協会の目的を達成するために必要な事業

公益目的事業【Ⅱ】

競技会開催による普及及び啓発事業

その他の事業

会員相互扶助事業

2022年度各運営委員会事業計画

公益目的事業【I】「プロボウラー及び指導員の認定育成事業」

インストラクター事業

『事業の推進』

広範な国民にスポーツへの参加意識を高め、不特定かつ多数の者がボウリングを通じて心身の健全な発達と豊かな人間性を涵養するには、基本から正しく指導するインストラクターが必要である。

本事業は、インストラクターを志すプロボウラー及びプロボウラー以外の一般のインストラクターを志す者に講習会及びテストを実施し、合格者に資格の付与を行い併せて認定したインストラクターに継続的に講習・研修を行い質の向上をはかる。

実施する公益目的事業は、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものである。

1. 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
2. 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
3. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は、豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
4. 地域社会の健全な発展を目的とする事業
5. その他前各号の他、公益に関する事業として政令で定めるもの

インストラクター委員会2022年度重点事業

1 インストラクター事業の推進

(1)指導者資格認定事業

- ①公認A・B・Cプロ・インストラクター資格取得講習会
- ②認定1・2級インストラクター資格取得講習会
- ③プロ・インストラクター資格取得実技試験
- ④トーナメントコーチ制度導入に向けトーナメント委員会との協議

(2)講習会開催事業

- ①専門講習会の開催
- ②健康ボウリングスクール講師認定講習会の開催

2 スクール開催事業

- ①JPBA公認ボウリングスクールの開催
- ②バッジシステムの継続（夏休みジュニアボウリング教室）
- ③『春・冬休み全国ジュニアボウリングスクール』の開催（BPBJとの共催事業）
- ④ジュニアボウリングキャラバンの開催（JBO主催に協力）
- ⑤『健康』をテーマとしたボウリングの開催

3 関連事業

- ①ホームページを活用した告知
- ②J P B A インストラクター在籍シール並びに各級別ワッペン作成・配布
- ③諸規定の整備
- ④委員会会議の開催、講師会議
- ⑤教本作製、研究、研修及び資料

公益目的事業【Ⅱ】「競技会開催による普及及び啓発事業」

国際・開発・トーナメント事業

『事業の推進』

競技会の開催を通じて広範なアマチュアボウラーが日頃鍛えた実力をプロボウラーと一緒に競い試し、披露できるという競技会の醍醐味を提供する。

プロボウラーの高度な技術に裏打ちされたプレーに接しながら競う共有体験が競技の奥深さを知り、技術向上の機会を提供することになる。

また、観戦する方々にも観る楽しみに止まらずに自らが参加したいという意識を喚起しスポーツ参加者の裾野を拡大し普及振興に寄与する。

1 国際・開発委員会

「国際」

- (1)プロ組織のある外国との窓口業務を遂行する (PBA・KPBA)
- (2)国際トーナメント開催の研究
- (3)国際交流の具体的展開
- (4)国際ルールの調査、研究 (JBO との連携)
- (5)トーナメント委員会との緊密な連携

「開発」

- (1)新規トーナメント開催のためのスポンサー開拓
- (2)B 公認及び承認イベント誘致
- (3)トーナメント委員会、大会運営委員会他各委員会との緊密な連携

2 トーナメント委員会

『事業の推進』

トーナメント事業の新規開催を目指し、既存のトーナメントの継続開催に鋭意努力し、トーナメントの活性化を第一の目的として、国際・開発委員会及び大会運営委員会、広報委員会と緊密な連携を持ち、現役選手会メンバーの協力を仰ぎこの目的を達成するために取り組む。

- 【1】プロ意識の向上を図るための教育プログラム開発
- 【2】トーナメントコーチ制度導入に向けインストラクター委員会との協議
- 【3】ファン層の拡大を図る (ファンサービスの徹底と充実)
- 【4】競技会レベルの向上を図る。(シーズントライアルの開催、プレイヤー講習会の開催)
- 【5】地区活動の活性化を目的としたルール改正 (承認イベント等)

トーナメント委員会2022年度重点事業

1 トーナメント開催規程及び競技会規則の改訂

- (1)世の中の状況に合わせたトーナメント開催規程及び競技会規則の制定
- (2)主催者側との意見交換を密に行い、より良いトーナメント開催に向けての競技会規則の改革

2 ファンサービスの徹底と充実

3 現役選手会の活性化

(1)競技会事業

- ①公認競技会の開催・運営
- ②トーナメントスケジュール作製
- ③公認トーナメント開催にあたり大会運営委員会と連携し主催者との協議・調整
- ④国際委員会との連携（国際トーナメント開催）
- ⑤レーンメンテナンスの研究並びに公認トーナメントレーンメンテナンスの作製
- ⑥男女新人戦の参加資格並びに開催内容の検討
- ⑦各地区の協力を仰ぎトーナメントディレクターの育成

(2)社会貢献事業

- ①災害復興支援継続
- ②宮様杯チャリティボウリング大会への協力・援助（プロボウラー派遣）
- ③（公財）ユニセフ協会主催チャリティイベント選手（プロボウラー）派遣協力

(3)その他の事業

- ①日本ボウリング機構（JBO）との連携協力・共通ルール策定
- ②トーナメント会場におけるジュニアレッスンの継続及び新規開催
- ③インストラクター委員会、大会運営委員会、広報委員会との連携
- ④JPBA グッズ開発、販売
- ⑤その他（公財）日本プロスポーツ協会運営協力

(4)管理運営

- ①新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン及び特別規定の周知徹底
- ②公認記録の管理
- ③承認イベントの審査・承認
 - ・承認イベントのあり方
 - ・告知方法
- ④教育制度の確立
 - ・新人研修会
 - ・プレイヤー講習会開催（様々なハラスメントに対する外部講師による講習会開催）
 - ・ガイドラインの見直し
- ⑤諸規定、諸規則の整備
- ⑥委員会会議並びに男女トーナメント指導委員会の開催

大会運営委員会

トーナメント開催にあたり、開催地区の代表者に協力を仰ぎ実行委員会等に積極的に参加し、より良いトーナメント開催に向け協力するとともに、主催者・会場センター・関係者と綿密な関係を築き、開催前後の挨拶を行うことにより継続開催に繋げることを目的とする。

- 1 トーナメント委員会及び各委員会との連携
- 2 トーナメント開催地地区長との連携、運営委員の選出依頼
- 3 主催者の活動協力

トップリーグ委員会

トップリーグは、日本全国にプロボウリング球団を創設し、地域に密着したチームを作り子供たちに「プロボウラーになってあのチームで活躍したい」と目標になることを目的とする。

広報委員会

本協会の目的を達成するために必要な各事業の広報並びに、各委員会が行う公益目的事業を周知するため広く情報配信を行う。

- 1 プロボウラー、プロ・インストラクターの認定登録事業の広報をホームページ上で行う。
 - ①正会員名簿情報公開・編集（公開区分は一般、会員等で分ける）
 - ②公認インストラクターA級～C級の情報公開・編集、プロ・インストラクター、プロ・インストラクター（認定）の情報公開
 - ③認定インストラクター1級、2級並びに日本スポーツ協会コーチ資格保持者の公開
- 2 トーナメント（ボウリング競技会）の広報
 - ①公認トーナメントの開催・結果情報の公開
 - ②承認イベントの開催・結果情報の公開（申請書・結果報告のあったものに限る）
- 3 ボウリング指導者育成に関する広報
- 4 各委員会発信情報公開
- 5 各会員ほかへの機能導入、サービス導入の情報公開
- 6 JBO 並びに他団体主催事業の広報
- 7 メディア対策等
 - ①写真データ利用サービス
 - ②賛助会員の情報公開
- 8 個人情報等の管理

その他の事業（相互扶助事業）※総務委員会管轄

本協会の発展に永年尽力した正会員に対し、その労に報いるため慰労金及び功労金・弔意見舞金を支給する事業の実施。

総務委員会

総務及び財務の関連する事項を総合的に管理して、公益社団法人としての事業目的に合致した健全なる協会運営を図る。

この目的を達成するために総務委員会を設置し以下の項目を実施する。

- 1 総務及び財務が行う諸業務の検証並びに運営の効率化
- 2 公益事業の拡大に関する研究
- 3 定款及び諸規定に関する改定の検討、見直し
- 4 社員総会、理事会の開催及び議事録の作成、諸業務の遂行
- 5 プロボウラー資格取得テスト受験要項の改定
- 6 内閣府及び文科省等、省庁との折衝
- 7 賛助会員制度に関する諸業務と資産運用
- 8 協会運営に関する調査・研究
- 9 予算並びに決算に関する管理・監査報告及び関連諸業務
- 10 財源確保に関する検討と確保
- 11 預金の管理
- 12 その他事務局に関する諸業務

基本問題研究会

会長の諮問機関として各運営委員会に属さない諸問題への対処と解決策を検討すること及び、中期的な未来像を作り上げる。